

報告2

国出先機関対策について

平成23年9月10日

本部事務局

目 次

1 国出先機関の移管に向けた取り組み状況	1
2 国出先機関の職員数・予算・管轄区域の概要	4
3 参考資料	5
(1) 平成23年7月1日「アクション・プラン」推進委員会提出資料	7
(2) 平成22年12月16日 地域主権戦略会議提出資料	9
(3) 「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」の概要	12
(4) 「アクション・プラン」の推進体制	13
(5) 国の出先機関移譲に関する特例制度の骨子（素案）等	14
（平成23年7月7日 地域主権戦略会議 内閣府提出資料）	
(6) 国出先機関移管に関する調査結果（概要）	19
(7) 国出先機関移管に関する調査結果（個表）	27

国出先機関の移管に向けた取り組み状況

1 これまでの取り組み状況

- 国出先機関対策委員会設置（平成 22 年 12 月 4 日）
 - ◆ 委員長：橋下 大阪府知事、副委員長：山田 京都府知事
- 政府へ緊急提案（12 月 16 日 地域主権戦略会議）
 - (提案概要)
 - ・関西広域連合を受け皿にすること
 - ・国出先機関の「丸ごと」移管を目指すこと
 - ・まず関西からスタート
 - ・不参加県を障害としてはならない
- 最初に 3 機関の移管を求めるなどを決定（平成 23 年 5 月 26 日連合委員会）
 - ◆ まず移管を求める機関として ①経済産業局、②地方整備局、③地方環境事務所に絞り込み。⇒ 政府に提示
- 6 月 本部事務局に国出先機関対策 P T を設置
 - ◆ 国との本格的な協議に対応するため、事務局体制を強化
- アクション・プラン推進委員会（7 月 1 日）
地域主権戦略会議（7 月 7 日）
 - ◆ 3 機関の移管実現を申し入れ、所管省庁政務との意見交換
 - ◆ 政府における今後の検討スケジュールを決定

2 「丸ごと」移管の趣旨

- これまでの事前の仕分けを前提とした国出先機関の改革議論は、とん挫。
 - ◆ 「国がやるべき事務」という区分を設けると、省庁はそこへ逃げ込む
 - ◆ 府県・市町村への移管には、「広域性」をタテに抵抗（組織解体への恐怖感）
 - ◆ 一部の事務・権限の移管を認めて、財源の移管は明確にせず
- 国出先機関の事務・権限、組織・人員、財源をそのまま受ける。
 - ◆ 国出先機関を「丸ごと」、地方のガバナンス（連合長・連合議会）の下に置く
 - ◆ 広域連合として実績を積むなかで、事務や組織も再編

3 段階的に移管を実現

- 現実的なアプローチとして段階的な移管も厭わず。
- 7省12系統の出先機関*すべての移管を目指すが、まず第1ステップとして全国知事会が重点分野と位置付けるなど、地方が特に移管を求めてきた事務に関係の深い5機関を選定。

【農政局、経済産業局、地方整備局、運輸局、地方環境事務所】

*「7省12系統の出先機関」とは、全国知事会が検討対象とした8府省15系統の出先機関のうち、沖縄総合事務局、北海道開発局及び個別府県への移管を求める都道府県労働局を除く出先機関

- 関西と同様に国出先機関の包括的な移管を求める九州知事会と共にして移管を進めるため、同知事会と調整のうえで対象機関を次の3機関に重点化。

機関名	理由
経済産業局	中小企業支援施策を中心に広域連合や府県の実施する事務と関係の深い機関で、移管により地域で総合的な産業政策を展開できる。
地方整備局	全国知事会で最重点分野と位置づけられた直轄国道・直轄河川等住民生活に直接影響する基本的なインフラ整備を担う機関で、地域振興・安全安心の確保に欠かせない。
地方環境事務所	山陰海岸国立公園の管理等を担う機関で、広域連合が担う山陰海岸ジオパークの推進にあたり、移管により景観保全や地域振興など総合的な行政を展開できる。

4 今後のスケジュール

9月 移管対象出先機関決定に向けての中間とりまとめ

12月 閣議決定（移管対象出先機関、事務・権限の決定）

24年通常国会 関連法案の提出

26年度中 移管実現

5 検討を要する課題

- 国出先機関の移管実現に向け、関西広域連合自ら検討を要する課題

(1) 広域連合のガバナンス

- ◆ 連合委員会の現行の意思決定方法（全会一致）では限界があるのではないか。
(府県間の利害が対立した場合や緊急時の対応に不安はないか)
- ◆ 議会機能を強化する必要があるのではないか。

(2) 重複する府県事務の切り出し

- ♦ 府県を越える広域事務を広域連合で実施するのならば、国出先機関の事務だけではなく、府県が実施している広域事務も切り出し、一元的な執行を図るべきではないか。

(3) その他 <→実務的に検討中>

① 区域の問題

- ♦ 国出先機関の管轄区域と広域連合の区域が一致しない場合の対応

② 国出先機関移管後の国の関与

- ♦ 震災など緊急時の対応

③ 人員、財源、財産の移管

- ♦ 具体的な財源確保の方法

- ♦ 庁舎などの財産承継の方法

④ 関係省庁からの消極的？意見への対応

- ♦ 道州制なら移管できるが、広域連合は受け皿としては不安定

- ♦ 国立公園は「国民の宝」、一地方が管理するのは不安

【国出先機関（7省12系統）の職員数・予算・管轄区域の概要】

〔職員数：H23.2時点調査、予算額：H21決算（農水省関係はH22予算）〕

機 関 名	職 員 数 (人)	予 算 額 (百万円)	組 織 (本局を除く、下部機関の数)	管 轄 区 域
近畿経済産業局	298	28,048	神戸通商事務所1	2府4県十福井県 ※電力は福井県の一部を含まない(敦賀市以北)
近畿地方整備局	2,524	961,997	事務所32、出張所等76	2府4県十福井県 ※港湾空港部は福井県を含まない ※河川部門は三重県の一部も含む(淀川(水系、熊野川(水系) ※道路部門のうち、兵庫県内の鳥取自動車道は管轄範囲に 含まれない(中国地方整備局の管轄範囲)
近畿地方環境事務所	40	897	自然保護官事務所6	2府4県 ※吉野熊野国立公園(三重、奈良、和歌山) ※山陰海岸国立公園(京都、兵庫、鳥取)
近畿総合通信局	168	206	—	2府4県
大阪法務局	276	1,663	地方法務局5、支局・出張所63	2府4県
近畿厚生局	220	2,565	事務所6	2府4県十福井県
中央労働委員会事務局近畿事務所	5	4	—	2府4県
近畿農政局	1,588	56,765	地方農政事務所5、事務所・建設所8	2府4県
近畿中国森林管理局	134	6,708	管理事務所3、管理署11	2府4県十福井、三重、石川、鳥取、島根、岡山、広島、山口
瀬戸内海漁業調整事務所	23	73	—	瀬戸内海の海面(福岡、大分、山口、広島、岡山、兵庫、愛媛、香川)並びに和歌 山県、徳島県、愛媛県及び高知県の地先海面
近畿運輸局	261	985	運輸支局5、事務所3	兵庫県を除く5府県(滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県) 兵庫県(は神戸運輸監理部の管轄となるが、陸運部門(兵庫陸運部・姫路自動車 検査登録事務所)は実質的に近畿運輸局の下部組織として扱われている。
大阪航空局	263	55,716	下部機関数:43	富山県、岐阜県、愛知県から西の区域
計	5,800	1,115,627		

※「7省12系統」…全国知事が検討対象とした8府省15系統の出先機関のうち、沖縄総合事務局、北海道開発局及び個別府県への移管を求める都道府県労働局を除く出先機関
※「2府4県」…滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・和歌山県・奈良県

參 考 資 料

まずは3機関の移管を！

〈前回のアクション・プラン推進委員会での確認事項〉

「各地域からは、移譲を希望する出先機関を具体的に選定の上、提示をいただきたい。これについては、移譲全体の姿と、当面これとこれを欲しいと分けて提示頂くこともありうる」（23.2.17 アクション・プラン推進委員会での逢坂政務官のご発言）

◇ 現実的なアプローチとして、段階的な移管も厭わない。

◇ 今後、関西として求める移管対象を明示する。

関西広域連合は、7省12系統の出先機関*の移管を目指すが、

(*8府省15系統の出先機関から、関西が対象とならない北海道開発局、沖縄総合事務局及び個別府県への移管を求める都道府県労働局を除く)

■ まずは、次の3機関の移管を求める。

経済産業局

中小企業支援対策を中心に広域連合や府県事務と関係が深い機関で、移管により、地域で総合的な産業政策を展開できる。

地方整備局

全国知事会で最重点分野と位置づけられた直轄国道・河川等住民生活に直接影響する基本的なインフラ整備を担う機関で、地域振興・安心安全の確保に欠かせない。

地方環境事務所

山陰海岸国立公園の管理等を担う機関で、広域連合が担う山陰海岸ジオパークの推進にあたり、移管により、景観保全や地域振興など総合的な行政を展開できる。

移管の実現に向け、政府の果斷な行動を！

〈国出先機関の課題〉

- ① 二重行政によるムダ
- ② 地域・住民ニーズに柔軟に対応できない
- ③ 住民ガバナンスの欠如

住民福祉の向上のために、
国出先機関の原則廃止と
住民により身近な地方への移管を！

○ 関西広域連合で責任をもって3機関の事務・権限を引き受ける。
24年通常国会への法案提出に向け、所要の法・制度の整備を強力に
推進すべき。

○ 関西広域連合で独自にPT(プロジェクトチーム)を設置。
PTの調査・ヒアリングに関係省庁・出先機関が協力するよう指示を。

○ 3機関の移管は第1ステップ。
他の機関の移管も今後求めらるが、まずはこれら3機関の移管を通じ、
早期に改革の実をあげるべき。

3機関の移管は最初の一歩 ～移管の実現に向け果斷な行動を～

平成23年7月1日

関西広域連合

(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県)

国出先機関対策委員会委員長 橋下 徹

国出先機関の廃止は政府の方針

地域主権戦略大綱<22.6.22閣議決定>

◇ 地域における行政は、地方自治体が自主的・総合的に実施

「国と地方の役割分担の見直しを行い、国と地方を通じた事務の集約化等によるスリム化・効率化を図りつつ、事務・権限を地方自治体に移譲することなどにより抜本的な改革を進め、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるようにする。」

◇ 国出先機関は「原則廃止」

「国の出先機関の抜本的な改革に当たっては、改革の理念に沿って、『原則廃止』の姿勢の下、ゼロベースで見直すこととし、」

◇ 地方の発意による選択的実施

「地方の発意による選択的実施による柔軟な取組を可能とする仕組みを検討・構築する。」

「広域連合など広域的実施体制の整備に応じて、事務・権限の移譲が可能となるような仕組みも併せて検討・構築する。」

アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～<22.12.28 閣議決定>

◇ 出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進

「出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本とする。」

国の出先機関改革について (地域主権戦略会議への緊急提案) ～関西広域連合への移管～

平成22年12月16日
関西広域連合

(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県)

関西広域連合 国出先機関対策委員会委員長 橋下 徹

国の出先機関原則廃止は政府の方針

地域主権戦略大綱(H22. 6. 22)

事務・権限の地方移譲の実効性を確保する観点から、全国一律・一斉に取り扱うのではなく、地方の発意による選択的実施による柔軟な取組を可能とする仕組みを検討・構築する。

広域性を有する事務・権限の地方移譲を推進し、その実効性を確保する観点から、自治体間連携の自発的形成や広域連合など広域的実施体制の整備に応じて、事務・権限の移譲が可能となるような仕組みも併せて検討・構築する。

(アクション・プランの策定の際、)地方自治体への移譲等については、地方自治体側の要望を踏まえ、重点的に取り組むべき事項の速やかな実施を検討し、可能な限り速やかに実施することを基本とする。

出先機関改革の基本方向(H22. 11. 29)

広域的実施体制の枠組み作りのため、所要の法整備を行う。

(それまでの間)複数の府県にまたがる事務・権限であっても、特区制度の利用などにより移譲。

関西における広域的実施体制(関西広域連合)はできた

今こそ、関西の行動を踏まえ、可能な限り速やかに移管すべく、政治的なリーダー・シップを發揮すべき。

関西広域連合からの提案

関西広域連合として、次の緊急提案を行う。

○ 関西広域連合を受け皿にすること

- ・ 新たな広域的実施体制の枠組み作り(法整備)は、広域連合により多くの事務を円滑に移譲できるものとすること

○ 国の出先機関の丸ごと移管を目指すこと

- ・ 関西は、権限、財源とともに組織も丸ごと受けける覚悟
- ・ 細かな条件にとらわれず、早期の移管を実現すべき
- ・ 各府県に移譲する事務・権限は関西広域連合で振り分け

○ まず関西からスタート

- ・ 全国に先駆ける実験的取り組みとして実施

○ 協議の場を設置

- ・ 移管に向けて、国と関西広域連合による協議の場(関西版の国と地方の協議の場)を早急に設けること

○ 不参加県を障害としてはならない

- ・ 不参加県の区域に係る事務事業は連合委託とするなどの手法を検討すべき
- ・ 政令市は国からの権限移譲を前提に参加に前向き

国と関西広域連合との協議の場のイメージ

関西広域連合への丸ごと移管を早期に実現するため、政治主導の国と関西広域連合の協議の場を設ける

※ 知事・政務三役レベルの協議の場に加え、個別具体的な検討のための事務レベルの協議の場も設ける。

国と関西広域連合の協議の場



「個別具体的な検討のための事務レベルの協議の場」

<協議事項>

- ・ 事務事業移管の具体的な手続き
- ・ 財源措置
- ・ 人員の移管手続き
- ・ 移管までの具体的な工程、スケジュールなど

参考

＜広域連合制度の概要＞

- 都道府県、市町村により構成される特別地方公共団体
 - ・ 地方自治法第284条第3項を根拠。
 - ・ 都道府県や市町村が共同で事務を処理するための仕組み(組合)の一形態。
複数の事務を複合的に処理することが可能。
 - ・ 全国で115(H22.4)の設置例があるが、複数の都道府県による広域連合は関西広域連合が初。
- 特徴[他の制度(例:一部事務組合)と異なる点]
 - ・ 国(都道府県)からの権限移譲の受け皿となる。
(国の事務を広域連合に移譲するよう要請できる)
 - ・ 都道府県や市町村と同様の直接請求制度あり。
 - ・ 広域計画を通じ、構成府県や市町村に残る事務との関係を調整。
- 組織
 - ・ 執行機関:広域連合長(直接選挙or間接選挙で選出)
 - ・ 議決機関:連合議会(直接選挙or間接選挙で選出)
- 財政
 - ・ 主たる財源は構成団体からの分賦金(負担金)。独自の課税権はない。

＜関西広域連合＞

- H22.12.1 設立[滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県の2府5県で構成]
- 組織
 - ・ 広域連合長:井戸 兵庫県知事(構成府県知事による互選)
 - ・ 連合委員会:構成府県知事で組織(委員長は連合長)
連合長が基本方針などの重要事項を決定するにあたり意見具申を行う。
 - ・ 連合議会 :定数20(各府県議会からの間接選挙)

＜国出先機関対策委員会＞

構成府県知事で組織(委員長:橋下 大阪府知事、副委員長:山田 京都府知事)
> 重点的に移譲を求める事務・機関の選定
> 具体的な事務処理の仕組み
> 財源確保策
> 人員の取扱い
などを検討、国に対して要請していく。

- 予算 22年度(4ヶ月):約83,000千円、23年度(通年):約500,000千円

発足当初に実施する事務(7分野)

- ・防災 :関西防災計画の策定、災害発生時の相互応援体制の強化など
- ・観光・文化:関西観光・文化振興計画の策定、広域観光ルートの設定、海外プロモーションの実施など
- ・産業 :関西産業ビジョンの策定、公設試験研究機関の連携、合同プロモーションの実施など
- ・医療 :広域的なドクターヘリの配置・運行など
- ・環境 :関西広域環境保全計画の策定、温室効果ガス削減のための広域的取組など
- ・試験・免許:調理師、製菓衛生師、准看護師に係る試験実施・免許交付
- ・職員研修 :府県職員等の合同研修

アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～の概要

[平成22年12月28日 閣議決定]

1. 出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進

- (1) 広域連合制度を活用するための諸課題について検討を行った上で、新たな広域行政制度を整備(具体的意思を有する地域との間で、十分な協議・調整)
- (2) 出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本
- (3) 移譲対象機関の職員の身分取扱い等に係る所要の措置を講ずる
また、移譲される事務・権限の執行に必要な財源を確保(税源移譲も検討)
- (4) 平成24年通常国会に法案提出、26年度中の事務・権限の移譲を目指す

2. 地方自治体が特に移譲を要望している事務・権限の取扱い

- (1) 直轄道路
一般国道の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結するものについては原則移管することを基本
- (2) 直轄河川
一級河川の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結する水系に属するものについては原則移管することを基本
- (3) 公共職業安定所(ハローワーク)
希望する地方自治体において、無料職業紹介、相談業務等を地方自治体の主導の下、一体的に実施
(特区制度の提案にも誠実に対応。国と地方自治体が具体的に協議して設計)

当該一体的な実施を3年程度行い、その過程でもその成果と課題を十分検証することとし、地方自治体への権限移譲について検討
(その際、ILO第88号条約との整合性、雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意)

円滑かつ速やかな実施のための仕組みを地域主権戦略会議の下に設ける

3. その他

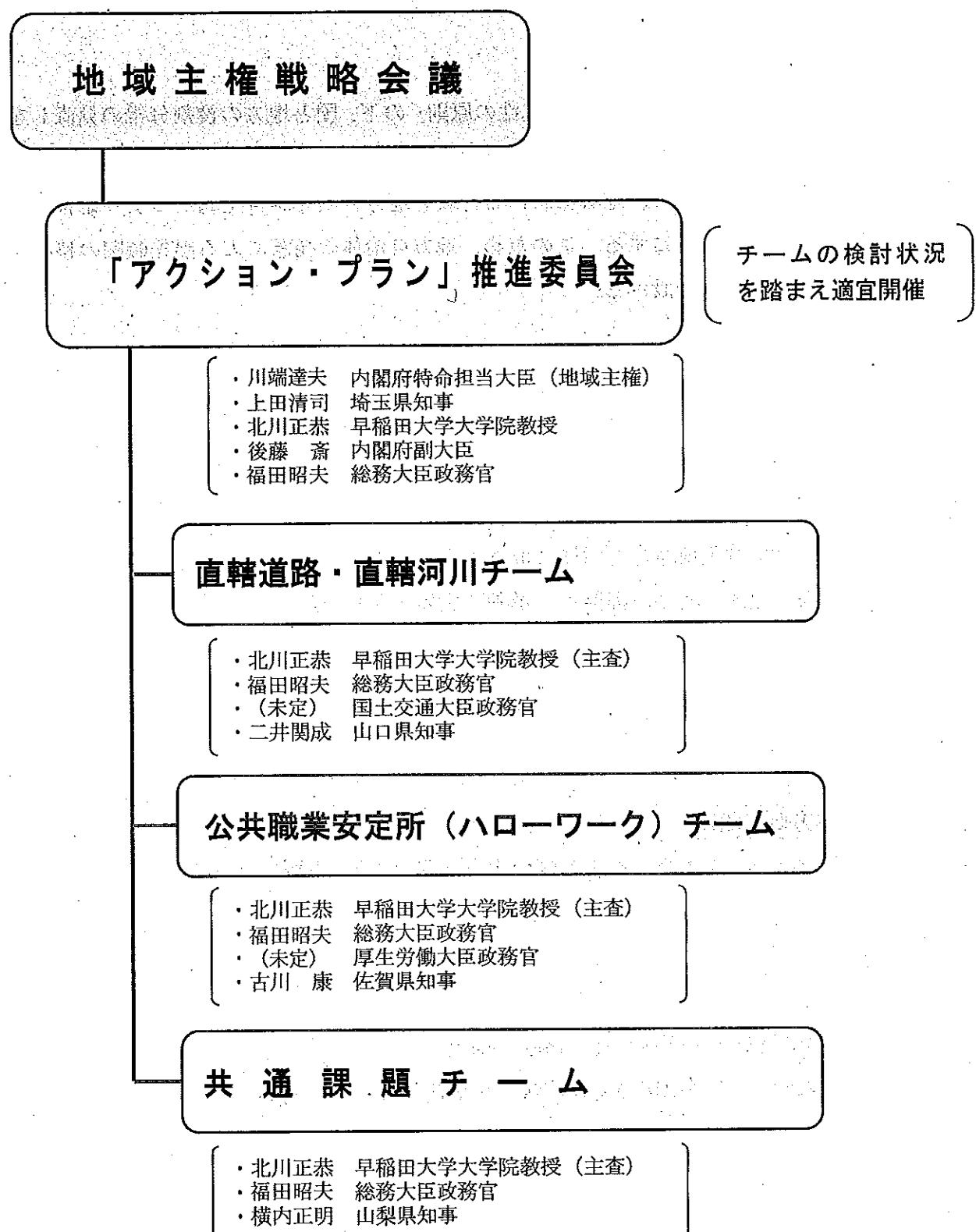
- (1) 一の都道府県内でおおむね完結する事務・権限については、都道府県に移譲
- (2) 地方自治体の発意に応じ選択的実施等を行う事務・権限については、構造改革特区制度等の活用などにより選択的・試行的移譲を円滑に推進(相談窓口等の体制整備を実施)

4. 国の事務・権限の徹底した見直しによる出先機関のスリム化・効率化

5. 財源・人員の取扱い

- (1) 財源の取扱い
事務・権限の移譲及び人員の移管等に伴う財源を確保することとし、必要な措置を講ずる
- (2) 人員の移管等の取扱い
国と地方の双方の関係者により構成される横断的な体制を整備
地方移管等に当たって必要となる枠組み・ルール等を構築

「アクション・プラン」の推進体制（23.9.9現在）



※上記のほか、広域的実施体制の枠組み作りについても、委員会で取り上げる。

国の出先機関移譲に関する特例制度の骨子（素案）《未定稿》

1 目的

- 国の出先機関について、「補完性の原則」の下、国と地方の役割分担の見直しを行い、国と地方を通じた事務の集約化等によるスリム化・効率化を図りつつ抜本的な改革を進め、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるようにする。このため、地方自治体の発意による出先機関の移譲を行う特例制度を設ける。

2 対象

(1) 制度を利用する主体

- 一定のまとまりを持つ2以上の都道府県が設立する広域連合
 - ※ 九州提案の広域行政機構については、引き続き検討の上、制度化する場合には広域連合と同様に取り扱う。
 - ※ 北海道及び沖縄県は、単独で主体となり得る。

(2) 移譲対象

- 国の出先機関（8府省13機関等）の事務・権限
 - (出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本とする)

3 基本方針（国）

- 政府は、広域連合に対する国の出先機関の移譲に関する基本的な方針を定める（閣議決定）。
- 基本方針には、以下の事項を規定する。
 - ・ 移譲対象出先機関
 - ・ 移譲対象から除外される事務・権限
 - ・ 移譲対象出先機関の所管区域と広域連合の区域の関係
 - ・ 実施計画（下記4）の作成に関する基本的事項 等
- 広域連合は、その議会の議決を経て、内閣総理大臣に対し、移譲対象出先機関の拡大など新たな措置に係る提案を行うことができる。
- 広域連合からの提案その他を踏まえ、必要が生じたときは、基本方針を変更しなければならない。

4 実施計画（広域連合）

- 広域連合は、基本方針に基づき、国の出先機関の移譲に係る計画（実施計画）の案を策定し、その議会の議決を経て内閣総理大臣に提出し、認定を受ける（計画変更も同様）。
※ 各機関の任意の一部事務・権限だけの移譲を受けることは原則として不可
- 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、関係行政機関の長の同意を得なければならない。

5 移譲事務・権限の特例措置

- 個々の移譲事務・権限に関する特例措置（根拠法の読替規定、経過措置など）を講ずる。

6 広域連合に関する特例措置

- 当該広域連合の既存事務に関連しない国の事務・権限の移譲を受けることができる。
- 包括外部監査契約の締結を必須とする。

7 財源に係る措置

- 移譲される事務・権限の執行に要する財源について必要な措置を講ずる。

8 職員に係る措置

- 移譲の際現に移譲される国の出先機関の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、移譲の日において、事務・権限を処理する広域連合の職員となる。
- 退職手当については、国と広域連合が応分の負担をする。

9 出先機関改革推進本部

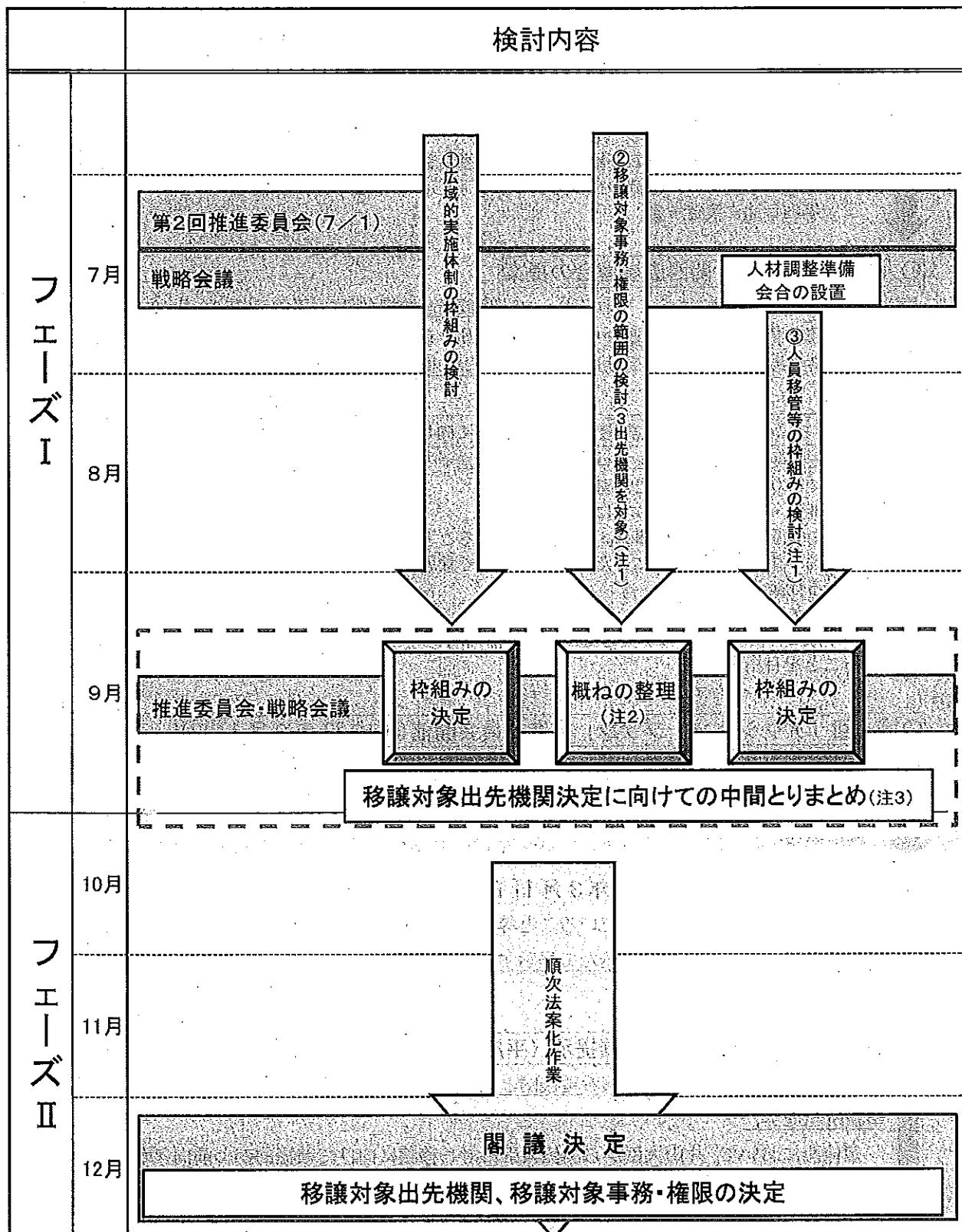
- 内閣に、全閣僚で構成する出先機関改革推進本部を置く。
- 本部は、基本方針の案の作成、基本方針に基づく施策の実施に関する事務等をつかさどる。

(その他の要検討事項)

- 広域連合のガバナンス強化の在り方
- 出先機関の所管区域と広域連合の区域が一致しない場合の対応
- 税源移譲（ブロック単位で大幅な事務・権限の移譲が行われる場合）
- 権利義務の承継（庁舎等）
- 移譲事務に係る国の関与の在り方

今後の検討スケジュール

第2回「アクション・プラン」推進委員会(H23.7.1)提出資料



(注1)フェーズⅡにおいても引き続き調整。

(注2)事務の区分や国の関与等のあり方、丸ごと移譲の例外となる事務・権限などについて考え方を整理するとともに、個別の事務・権限の移譲についてもできる限り整理。

(注3)財源に係る措置については、移譲される事務・権限の執行に要する財源について必要な措置を講ずることを確認。

(フェーズⅡにおいて、②・③の検討状況に応じ、具体的な制度設計を検討。)

出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について（経緯）

○「地域主権戦略大綱」（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）（抄）

第4 国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）

2 改革の枠組み

(6) 今後の改革の進め方

(「アクション・プラン（仮称）」の策定)

…個々の出先機関の事務・権限の地方移譲等の取扱方針及びその実現に向けた工程やスケジュール並びに組織の在り方について明らかにする「アクション・プラン（仮称）」を年内目途に策定する。

○九州地方知事会・関西広域連合の提案

九州地方、関西地方から、それぞれ、九州広域行政機構（仮称）（平成 22 年 10 月 18 日九州地方知事会議で提案）、関西広域連合（平成 22 年 11 月 1 日設立申請、12 月 1 日設立、12 月 16 日地域主権戦略会議で提案）という受け皿に対し、国の出先機関を丸ごと移管するという提案がなされる。

○「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」（平成 22 年 12 月 28 日閣議決定）（抄）

1 出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進するための広域的実施体制の枠組み作りのため、所要の法整備を行う。

(2) 事務・権限移譲の在り方について

出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本とする。

全国一律・一斉の実施にこだわらず、広域で意思統一が図られた地域からの発意に基づき移譲する仕組みとする。

(4) スケジュールについて

平成 24 年通常国会に法案を提出し、準備期間を経て 26 年度中に事務・権限の移譲が行われることを目指す。

○第 1 回「アクション・プラン」推進委員会開催（平成 23 年 2 月 17 日）

関西広域連合、九州地方知事会、沖縄県が参加。

新年度のできるだけ早い時期に移譲を希望する出先機関を提示していただきたいと地方側に伝達。

※東日本大震災発生（平成 23 年 3 月 11 日）

震災対応に政府全体で取り組んでいること等を踏まえ、関西・九州両地域が、当面移譲を希望する出先機関を共通のものに絞り込んで提示するよう調整。

○関西、九州から移譲希望機関提示（平成 23 年 5 月 26 日）

関西、九州共に、当面の移譲希望機関として、①経済産業局、②地方整備局、③地方環境事務所を提示。

閣僚懇において、片山大臣から関係大臣に対し移譲に向けて積極的かつ前向きな検討を要請。（平成 23 年 6 月 3 日）

○第 2 回「アクション・プラン」推進委員会開催（平成 23 年 7 月 1 日）

13 機関を所管する 8 府省の政務、関西広域連合、九州地方知事会及び沖縄県が参加。

特例制度の骨子、広域連合のガバナンスの強化策等について検討。

国出先機関移管に関する調査結果（概要）

I 近畿経済産業局

II 近畿地方整備局

III 近畿地方環境事務所

※調査結果記号の説明

(1) 区分け

①センサー機能：

本省と一体となっている機能、あるいは「センサー」機能、窓口機能

②本省が配分：

出先の仕事の配分（「箇所付け」）を本省が握っているもの

③本省が基準設定：

地域で独立して仕事が行われるが、その基準、方法など規範は本省が統一的に行うべきもの

④地域が独自に実施：

地域で独立して仕事が行われていて、かつ、基準、方法なども地域で独自に決めてよいと思われるもの

(2) 地方との関係

A-1：関西広域連合の現行事務に關係の深い事務

A-2：地方が特に移管を求めてきた事務等

B：国が行なうことが適當と考えられる事務

C：その他

I 近畿経済産業局に関する調査結果について（概要）

1 現状

(1) 組織（部局・総職員数）

5部局〔総務企画部、地域経済部、産業部、資源エネルギー環境部、通商部〕

総職員数：298名

(2) 総予算

28,048百万円

（電源地域対策交付金、そのほか各種補助金及び委託費で近畿経済産業局が公募等の事務を行ったものを含む）

(3) 主な事務・権限

- 景気動向等に関する統計調査の実施
- 中小企業の事業高度化、知的財産戦略、経営の向上等に対する支援
- アルコール事業法、製品安全関連4法等に基づく事業者に対する指導監督など

2 調査結果

(1) 区分け

	主な事務・権限	件数
①センサー機能	<ul style="list-style-type: none">・技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務（自治体等に対する助成）・新規産業の環境整備に関する事務（同上）	6
②本省が分配	（補助金等の交付先決定において本省が関与する度合いによっては、上記事務は②に区分）	0
③本省が基準設定	<ul style="list-style-type: none">・景気動向等に関する統計調査の実施・アルコール事業法、製品安全関連4法等に基づく事業者に対する指導監督・中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務・伝統的工芸品産業の振興に関する事務	25
④地域が独自に実施	<ul style="list-style-type: none">・技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務（ネットワーク形成、産業人材育成のためのコーディネータの配置など）・新規産業の環境整備に関する事務（局独自のクラスター計画推進体制を設け、商談会・セミナー等を実施）・中心市街地・商店街の活性化や物流効率化の推進	9
計		40

②地方との関係

	主な事務・権限	件数
A-1 関西広域連合の現行事務に關係の深い事務	<ul style="list-style-type: none"> ・技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務（自治体等に対する助成） ・新規産業の環境整備に関する事務（同上） ・中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 <p>など</p>	9
A-2 地方が特に移管を求めてきた事務等	<ul style="list-style-type: none"> ・工業標準化法（JIS法）に基づく登録認証機関等への立入検査等の事務 ・アルコール事業法、製品安全関連4法等に基づく事業者に対する指導監督 ・伝統的工芸品産業の振興に関する事務 ・中心市街地・商店街の活性化や物流効率化の推進 <p>など</p>	29
B 国が行うことが適當と考えられる事務	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質等の規制に関する事務 など 	2
C その他		—
計		40

* 事務・権限によっては、「A-1」と「A-2」の両方に該当すると考えられるもの等があるが、その場合は「A-1」でカウントした。

* 全国知事会 国出先機関原則廃止PT中間報告書で「地方移管する事務」と分類されたものは、「A-2」に区分した。また、同報告書で「国に残す事務」、「廃止・民営化」に分類されたものでも、現状のまま広域連合が実施可能なものについても「A-2」に区分している。

3 主な課題等

- 民間事業者や自治体等を対象とした補助金、委託研究などにおいて、交付先（委託先）の公募・決定に係る手続きのなかで、局（本省）の役割分担が不明確である。
- 独立行政法人やNPO法人が事業実施を行っている例があり、局の関与や予算措置の流れが不明確なものがある。
- 事業者に対する指導監督など規制に係る業務は、組織ごと移管を前提とし、また広域連合においても法令に沿って実施するのであるから、何ら支障はないと考えられる。輸出入貿易管理や関税割当等に関する事務も同様である。
- 国が行うことが適當と考えられる事務は、化学物質等の規制に関する業務〔実務は（独）製品評価技術基盤機構が担っており、局の業務は情報提供など〕などに限られる。

II 近畿地方整備局に関する調査結果について（概要）

1 現状

(1) 組織（部局・総職員数）

本局 8部45課3室 674人

事務所 32事務所76出張所 1,850人

(2) 総予算

961,997百万円（本局及び事務所、人件費除く）

一般会計 343,054百万円

社会資本整備事業特別会計 618,224百万円

自動車安全特別会計 719百万円

(3) 主な事務・権限

別紙のとおり

2 調査結果

(1) 区分け

	主な事務・権限	件数
① センサー機能	全国計画 高規格幹線道路計画	4
② 本省が分配	箇所付け	5
③ 本省が基準設定	許認可（免許系） 道路河川等整備基準	29
④ 地域が独自に実施	許認可（行為許可・占用） 都道府県への関与	17
計		55

(2) 地方との関係

	主な事務・権限	件数
A-1 関西広域連合の現行事務に関係の深い事務		—
A-2 地方が特に移管を求めてきた事務等	道路河川等整備	49
B 国が行うことが適當と考えられる事務	全国計画 高規格幹線道路計画	7
C その他		—
計		56

3 主な課題等

- ・国土の骨格を形成する高速道路ネットワークは国の責任で設計、完成すべき
- ・大規模災害対応のルール設定
- ・関西広域連合への予算配分と関西広域連合内での箇所付け手法

近畿地方整備局の事務・権限

総務部（6課）

◇職員の人事及び福利厚生、公文書類の接受、発送及び審査、情報公開、個人情報の保護、予算、決算及び会計、入札及び契約、国有財産管理、公益法人の監督

企画部（7課）

◇国土計画、地方計画、各公共事業間の調整、広域にわたる河川計画、幹線道路網計画の調整、自然災害等による公共土木施設の応急復旧等、防災業務計画の策定等、直轄事業の技術及び管理の改善、積算基準、土木工事検査、土木技術の向上、公共工事の費用の縮減、土木工事の統計及び報告、直轄建設工事の労働力及び資材の需給動向調査、土木技術者の養成、土木工事用材料試験、施工の方法、建設機械の整備及び運用、電気通信施設の整備計画、施工、監督及び検査、情報システム整備及び管理

建設部（5課）

◇国土計画・地方計画・都市計画、土地収用、建設業等の許可、指導及び監督、宅地建物取引業の免許及び監督、マンション管理業及び不動産鑑定業の登録及び監督、地価の公示等宅地開発事業の指導及び監督、土地区画整理事業の施行、指導、監督及び助成、まちづくり事業、街路事業、古都保存に関する計画・調査・調整及び事業の助成、都市公園事業の指導、監督及び助成、国営公園の整備及び管理、下水道事業の指導、監督及び助成、住宅整備事業の指導、監督及び助成、一級建築士の登録等、指定確認検査機関の指定等

河川部（6課）

◇河川等の行政監督、直轄河川の管理、河川における砂利取扱業者の監督、河川等、水資源の開発又は利用のための施設、砂防設備、地すべり防止施設、海岸に関する直轄事業の計画、設計、施工及び検査、河川整備計画、洪水予報、水防警報

◇公有水面の埋立て及び干拓の免許の許認可、地方公共団体等が行う河川事業等の指導、監督及び助成

道路部（8課）

◇道路の行政監督、直轄国道の管理、道路整備保全計画、共同溝の整備、道路整備等長期計画、直轄国道工事の施工、直轄国道の環境対策及び交通安全対策

◇地域道路の整備の調整、指導及び監督、指定区間外の一般国道、都道府県道及び市町村道の助成、地方道路公社の設立許可、立入検査等

港湾空港部（6課2室）

◇港湾の整備、航路の整備及び管理、海洋汚染の防除、港湾内の海岸の整備及び管理、飛行場の土木施設の整備及び災害復旧

◇港湾の利用、保全及び管理、港湾内の公有水面埋立及び干拓の認可

◇港湾関係補助事業の指導、監督及び助成

營繕部（4課1室）

◇營繕工事の企画及び立案、營繕工事の設計、積算、設計基準の設定、施工の促進、指導、監督及び検査

◇官庁施設に関する実態調査及び保全の実地指導

用地部（3課）

◇直轄事業の企業者又は施行者として行う土地等の権利の収用又は使用、土地等の評価基準及び損失補償額の算定基準、公共物管理、土地買収及び寄付

◇土地開発公社の報告徴収又は立入検査、補償コンサルタント登録

III 環境事務所に関する調査結果について（概要）

1 現状

(1) 組織（部局・総職員数）

○組織数 5課、6自然保護官事務所 ○職員数 40
 総務課、廃棄物・リサイクル対策課、環境対策課、
 国立公園・保全整備課、野生動物課
 (自然保護官事務所)
 大阪、神戸、竹野、吉野、熊野、浦富

(2) 総予算

○897百万円

(3) 主な事務・権限

- 廃棄物処理法、リサイクル法等に基づく報告徴収・立入検査等
- 地球温暖化に関する普及啓発活動
- 国立公園に関する事業実施、保護・利用に関する規制に係る事務
- 希少野生動植物の種の保存に関する事務
- 国指定鳥獣保護区内における保護管理事務

2 調査結果

(1) 区分け

	主な事務・権限	件数
①センサー機能	・ 温室効果ガス排出量の報告受理等 ・ 京都議定書の推進に関する広報啓発・相談業務	4
②本省が分配	・ 国立公園事業の実施 ・ 国指定鳥獣保護区における保全事業	2
③本省が基準設定	・ 廃棄物の輸出入に関する事務 ・ 廃棄物処理法に基づく報告徴収・立入検査等 ・ 個別リサイクル法に基づく報告徴収・立入検査等 ・ 国立公園の保護及び利用に係る規制等 ・ 自然環境の健全な利用の推進に関する事務 ・ 希少野生動植物の種の保存に関する事務	19
④地域が独自に実施	・ 環境教育・環境保全活動の推進 ・ 地球温暖化に関する普及啓発活動 ・ ラムサール条約湿地の保全、管理	6
計		31

(2) 地方との関係

	主な事務・権限	件数
A-1 関西広域連合の現行事務に係る事務	・ 地球温暖化に関する普及啓発活動 ・ 国指定鳥獣保護区における保全事業	4
A-2 地方が特に移管を求めてきた事務等	・ 国立公園事業の実施 ・ 廃棄物処理法に基づく報告徴収・立入検査等 ・ 個別リサイクル法に基づく報告徴収・立入検査等 ・ 国立公園の保護及び利用に係る規制等 ・ 自然環境の健全な利用の推進に関する事務 ・ 希少野生動植物の種の保存に関する事務	27
B 国が行うことが適当と考えられる事務	—	—
C その他	—	—

3 主な課題等

- 法律に基づく報告徴収・立入検査等の規制等を行う業務の占める割合が高く、専門性を伴う業務もあるものの、丸ごと移管を前提とし、全国的な基準・方法の下で行うものであれば、特段の問題はないと考えられる。
- 廃棄物の輸出入に関する事務など、国境を越えて移動するものに関する事務も、全国一律の基準があり、国の機関（財務省、経産省等）との連携が密にできる体制が整備されれば連合で実施可能と考えられる。

国出先機関移管に関する調査結果（個表）

- (1) 近畿経済産業局
- (2) 近畿地方整備局
- (3) 近畿地方環境事務所

(1) 出先機関名 経済産業局 <総職員数 298名 (うち事業系 名、技術系 名、その他専門職 名) 総予算 28,048百万円>

部名	課名・職員構成	総額	事務・権限	区分事業の事業費	区分け理由	地方との関係	備考
総務課 19名 (広報・情報システム室) 企画課 5名 会計課 13名 監査課 10名 證券企画部	予算額 うち 特別会計 250百万円 内部管理事務 景気動向等に関する統計調査の実施 ・経済産業省生産動態統計調査 ・経済産業省特定業種石油等消費統計調査 ・地場取引量統計調査 ・ガス事業生産動態統計調査	百万円 百万円	内部管理事務 一 ・他の事務・相談に付随するもの	一	・統計調査の内容・手法等は全国一律 *各地域の経済動向などを把握し、本省の政策立案に活用する観点からは(①)	一	・全国単位で実施される統計調査だが、法定受託事務として関西広域連合が実施することは可。 ・生産動態統計調査は、昨年までは省庁自己仕分けで、全国一律多管に区分。
地域経済課 4名 (競争環境整備室) 産業人材政策課 5名 産業技術課 21名 (産学官連携推進室、特許室) バイオ・医療機器技術振興課 7名 次世代産業課 14名 (地域開発室) 情報政策課 5名	予算額 うち 特別会計 3,031百万円 技術開発・人材育成等による事業開拓化支援に係る事務 ・地域技術の振興に関する事務 ・産業人材の育成 ・情報処理の促進に関する事務 同上 (自治体等に対する助成)	百万円 百万円	技術開発・人材育成等による事務 ・地域技術の振興に関する事務 ・産業人材の育成 ・情報処理の促進に関する事務 同上 (自治体等に対する助成)	④ ①*	・産学官連携促進のための情報提供やネットワーク形成、産業人材育成のためのコードイニシアチーブの配置など各種事業を実施。局の独自性の高い事業。 ・自治体や民間事業者などに対する補助金等は、交付先の決定権限は本省にあることが多い。局は募集・受付業務が中心(窓口)。 *交付先等を本省が決定する観点からは(②)	A-1 A-1	・広域産業活性化分野と密接に関連。 「アジア人材育成基金」など本省で企画し、局が実施している例もある。 ・各府県でも同様の事業を実施。 ・広域産業活性化分野と密接に関連。 補助金の交付先等の決定において、局は応募条件を1次審査の上で、本省に副申するなど実質的な決定権は局にあるのではないか? ・法定受託事務として関西広域連合が実施すること可。 ・JISの認証または登録制度実験が実施。また一部の業務を(独)製品評議会基盤機構などに行わせている。
工業標準化法 (JIS 法) に基づく登録認証機関等への立ち入検査等の事務	工業標準化法に基づく登録認証機関等への立入検査等の事務	③	・工業標準化法に基づき執行される。	③	・工業標準化法に定める全国一律の基準、手続きに従う。	A-2	・法定受託事務として関西広域連合が実施すること可。
産業財産権に関する事務 ・知的財産権に関する相談受付、説明会 ・特許権等の足跡 ・中小企業の知的財産権等支援 ・中小企業に対する特許料免除申請の受付と補助金交付	新規事業の実現整備に関する事務 ・産業クラスターの支援 ・ベンチャー支援事業	④*	・中小企業に対する知財問題のセミナー・相談の実施、知識整理情報の提供や特許通過の足跡などの事業を実施。局の独自性の高い。 *都道府県等中小企業支援センターへ向け補助金は禁止・一般財源化が可能	②	・広域産業活性化分野と密接に関連。 ・各府県でも同様の事業を実施。(府県等中企業支援センターへ向け補助金は禁止・一般財源化が可能)	A-1	・なお局の事業実施体制として、NPO法人や公益法人には准進体制の事務局を置き、会員企業から会費などを得て事業を実施している例がある。 ・各府県で同様の事業を実施。

地域経済部

	同上 (自治体等に対する助成)	①*	・自治体や民間事業者などに対する 補助金は、交付先の決定権限は本 省にあることが多い。局は募集・ 受付業務が中心（窓口）。 *交付先を本省が決定する観点か、 らは、②	A-1	・広域産業調整分野と密接に関連。 ・補助金の交付先決定権限は本 省にあることが多い。局は募集・ 受付業務が中心（窓口）。 *交付先を本省が決定する観点か、 らは、②
産業課 11名 (生産振興室、アルコール室) 消費経済課 27名 (生産調査室、ものづくり産業支援 室)、消費者相談室、 製品安全室)	予算額 9, 100百万円 うち特別会計 100百万円	③	・アルコール事業法に基づくアル コールの製造、輸入、販売、使用 に関する許可、業務改善命令等 一部の大臣権限は経済産業局長に 委任。	A-2	・法定受託事務として関西広域連合が実施 することは可。 (*一部の事務は同法施行令により、すでに 府県知事が実施)
流通産業課 17名 (生産調査室、ものづくり産業支援 室)、流通サービス業課 11名 (生産調査室、流通支援課) サービス産業課 11名 (コンテンツ産業支援室) 中小企業課 30名 (下請取引適正化推進室) 創業・経営支援課 10名		③	・商工会議所法に基づく、商工会議 所の設立の認可、修改申請・事業 状況の報告提出、検査、警告また は業務の一時停止などの処分。	A-2	・法定受託事務として関西広域連合が実施 することは可。 (*一部の事務は同法施行令により、すでに 府県知事が実施)
		③	・特定商取引法や制限規制法に基づ く基準・手続規則等について執行。 ・消費者長官及び經濟産業大臣の 権限の一部は經濟産業局長に委 任。	A-2	・法定受託事務として関西広域連合が実施 することは可。 (*一部の事務は同法施行令により、すでに 府県知事が実施)
		③	・商品取引法に基づく商品取引 所又はその会員等に対する指導監 督。 ・大臣権限の一部は經濟産業局長に 委任。	A-2	・法定受託事務として関西広域連合が実施 することは可。
		④	・消費生活の相談に附する事務	A-2	・各府県で同種の事業を実施。
		③	・製品安全監視4法 ((1)消費生活 用製品安全法、(2)電気用製品安全 法、(3)ガス事業法、(4)液化石 油ガスの保安の確保及び取引の適 正化に関する法律) や家庭用品品 質表示法に基づき、事業届出の受 理、報告徴収・立案検査などを実 施。 ・大臣権限の一部は經濟産業局長に 委任。	A-2	・法定受託事務として関西広域連合が実施 することは可。 (*一部の事務は各法の施行令により、すでに 府県知事が実施)
		①	・法律の施行に関する周知。	B	・規制に関する実務は、(独) 製品評価技術 基盤機構が担っており、経済産業局は情報 提供などをを行うのみ。
	化学兵器禁止条約の国内実施	①	・事業者からの申告・届出の受理、 本省への進呈、 ・国際検査への立ち会いなど	A-2	・法定受託事務として関西広域連合が実施 することは可。

伝統的工芸品産業の振興に関する事務	③	・伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく各種審査の認定、補助金交付に係る事務。 一部の大生産者は経済産業省長に委任。	A-2 （一部の事務はすでに府県知事の法定受託事務） ・伝統工芸品産業の振興は各府県でも実施。
施設の保存における法的基づく特定国際標準事業の届出、指示等の事務	③	・象牙やタイマイの甲羅等を取り扱う事業者の届出受理、立入検査の実施など	A-2 ・法定受託事務として関西広域連合が実施することは可。
工業用水	③	・工業用水道事業の届出の受理・許可 ・自治体向け補助金の交付	A-2 ・法定受託事務として関西広域連合が実施することは可。
航空機製造事業法に関する事務	①	・航空機製造事業法に基づく各種届出書の受理、本省への送達	A-2 ・法定受託事務として関西広域連合が実施することは可。
自動車競技法に関する事務	③	・自動車競技法に基づく施設認定や業界監督の実施。	A-2 ・法定受託事務として関西広域連合が実施することは可。
中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・ものづくり高度化支援に関する事務 ・初回融資に関する事務 ・中小企業の地域資源活用に関する事務 ・農商工連携に関する事務等	③	・中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律など関係各法に基づく支援策を実施。 ・関係各法に基づき国が事業計画等の認定を行へ、その判断に基づく事業が支援対象となる。 ・但し、事業計画等の認定期限は経済産業局長に委任。	A-1 ・地域資源活用等の事業、中小商業活躍促進等事業、地域商店街活性化支援等事業、地域商店街活性化法に基づく支援事業等を実施。 *法令に定める手続きや各補助金規制の枠組みのなかで実施されいろいろが、(③)、一部(地域的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金など)を除き、経済産業局が交付先を決定しており、独立性が有る。
中心市街地・商店街の活性化や物流効率化の推進	④*		A-2 ・各府県で同種の事業を実施。 ・法定受託事務として関西広域連合が実施することは可だが、企画立案権限を含め、地方に移管すべき。
サービス産業、コンテンツ産業等の振興に関する事務	④	・シンボジウム、セミナーの開催。 若手デザイナーの育成事業など局が独自に事業実施。	A-1 ・広域産業振興分析と密接に連携して府県の事業を実施。
中小企業の取引の適正化、事業活動の機会の確保に関する事務 ・下請代金法に基づく調査、検査等 ・官公需物質に関する事務等	②*	・下請代金法に基づく事業者への調査、検査を実施（中小企業庁長官権限） *中小企業者に対する講演会・説明会の開催など	A-2 ・法定受託事務として関西広域連合が実施することは可。
中小企業に対する円滑な資金の供給に関する事務 ・信用保証協会法に基づく報告、検査等に関する事務等	③	・信用保証協会法に基づく協会及び支援機関に対する報告収容、立入査査を実施	A-2 ・法定受託事務として関西広域連合が実施することは可。（協会に対する報告収容、立入査査について府県知事の法定受託事務）

中小企業の交流又は連携及び組織に関する事務 ・中小企業団体法に基づく協業組合の設立認可、報告、立入検査等 ・中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の設立認可、報告、立入検査等	(3)	・中小企業団体の組織に関する法律及び中小企業等協同組合法に基づく設立認可、報告、立入検査等を実施。	A-2	・法定受託事務として関西広域連合が実施することとは可。 (一部の事務は同法施行令により、すでに府県知事が実施)
				・法定受託事務として関西広域連合が実施することとは可。 (一部の事務はすでに府県知事の法定受託事務)
適切な計量の実施の確保に関する事務 計量士国家検験の実施	(3)	・計量法に基づく製造、修理、販売業者等の届出、命令、検査等 ・原盤配布、販売監督、会場施設等	A-2	・法定受託事務として関西広域連合が実施することは可。(民間委託も可能ではないか)。 ・計量士人日本計量振興協会が事前研修などを実施。
				・法定受託事務として関西広域連合が実施することとは可。 (一部の事務は同法施行令により、すでに府県知事が実施) ・関西管内は府県の権限を地方へ移管の判断。
資源エネルギー課 8名 (総合エネルギー庁課室) 環境・リサイクル課 11名 エネルギー労働課 13名 資源・燃料課 9名 電力事業課 6名 ガス事業課 4名	(3)	予算額 15,658百万円 うち特別会計 各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進	A-2	・答収包装リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査。 ・家電リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査。 ・自動車リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査。
				・ビジネスネットワーク構築に向けた現地調査、商談会の実施。 ・環境整備促進手法の普及セミナー、研究会、各種研修の実施など局の独自性が強い。 *環境管理会計手法の導入実証事業の実施など全国単位で行う事業の公募・受付など①
環境ビジネス支援等に関する事務 ※	(4)*	予算額 15,658百万円 うち特別会計 各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進	A-1	・各府県で同種の事業を実施。 ・広域産業振興分野と密接に関連。
				・企業ニーズにマッチする適切な新エネ・省エネ等施策の普及促進のための情報提供、セミナー開催、関連企業間の交流促進など局の独自性が強い。 *中堅・中小食品スーパーの省エネ化モデル事業の公募・受付など② *省エネ法に基づく、エネルギー使用量の届出受理、提起報告書の受理など③
エネルギーの使用合理化に関する事務 新エネルギー等の普及促進に関する事務 等	(4)*	予算額 15,658百万円 うち特別会計 各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進	A-2	・各府県で同種の事業を実施。 ・一部の事務は、法定受託事務として関西広域連合が実施することが可。
				・地盤油(ガソリン)販売業者の登録業務、報告、立入検査等。 ・液石油法に基づく関係者への指導。 ・併營法に基づく届出の受理など。 *鉱業法に基づく鉱業権出願の許可、鉱害防止のための監督・指導、 ・鉱業法に基づく鉱業権の審査。 ・不服申立てに係る権限などを除き、ほとんどが経済産業局長が限どっている。
品種法の施行に関する事務 等	(3)	予算額 15,658百万円 うち特別会計 鉱業法の施行に関する事務	A-2	・法定受託事務として関西広域連合が実施することとは可。
				・法定受託事務として関西広域連合が実施することとは可。

		③	・事業者からの業務報告書の提出など	A-2	・法定受託事務として関西広域連合が実施することは可。
採石法、砂利採取法の施行に関する事務 電気事業の許認可、監査に関する事務	③	・電気事業法第105条に基づく、一般電気事業者及び鉛電気事業者に対する監査を実施。	A-2	・法定受託事務として関西広域連合が実施することは可。	
電源及び原子力関連施設の立地促進に関する事務	①	・本省と電源地域との連絡調整。 ・電源立地地域対策交付金等の申請受理。	B	・本省への連絡が可能 (受託事務として関西広域連合が実施することも可)。 ・財源は特別会計。	
ガス事業の許認可・監査、監査に関する事務	③	・ガス事業法45条の2に基づく、一般ガス事業者及びガス導管事業者に対する監査を実施。 ・ガス事業者及び簡易ガス事業者のガス事業の許可、各種届出の受理・審査、立入検査の実施等。	A-2	・法定受託事務として関西広域連合が実施することは可。	
(通商部) 国際課 3名 国際事業課 5名 投資交流促進課 4名 通商課 8名 神戸通商事務所 18名	予算額 うち特別会計 9百万円 百万円	国際ビジネス交流・対日投資に関する事務 ・在関西各國総領事館との会合、関西シティーの開催。 ・中小企業の海外販路拡拓支援、国際化情報ネットを活用した情報提供。 ・関西への対日投資の促進など	④	・メールマガジンの配信や講習会・セミナーの開催。 ・先進事例の紹介やハンドブックの作成など事業実績ごとに強自性が強い。	A-1 ・広域産業振興分野と密接に連携。 ・各府県で同種の事業を実施。
		輸出入貿易管理に関する事務 ・輸出貿易管理制度・輸入貿易管理制度の施行に関する事務等	③	・各種申請、届出の受理、審査など ・多くの品目が本省扱い。	A-2 ・法定受託事務として関西広域連合が実施することは可。
		關税割当に関する事務 ・關稅暫定指配法に基づく關稅割当	③	・申請の受理など ・経済産業省が扱うのは牛馬車、車輦などの品目に限定。	A-2 ・法定受託事務として関西広域連合が実施することは可。
通商部(近畿)					

(2) 出先機関名 近畿地方整備局 <総職員数 674名 総予算 961,997百万円>

部名	課名・職員構成	総額	事業費	区分け理由	地方との関係	備考
総務部	職員数 140名 局長・副局長 3名 主任監察官 1名 広報広聴対策官 1名 地方契約監査管理官 1名 入札契約監査官 1名 監査官 1名 部長 1名 経活監査官等 1名 人事課 20名 経務課 16名 会計課 23名 契約課 20名 経理取締課 14名 厚生課 18名 適正業務指導監督付 2名	予算額 うち 特別会計 百万円 百万円	内部管理事務 同上 (地方移譲に係るもの) 地方整備局の行う入札及び契約等に関する事務 同上 (地方移譲に係るもの)	百万円 一 一 一 一	一 一 A-2 事務移管に伴つては国で実施として残るものについて 一	
	職員数 91名 部長 1名 企画調整官等 18名 企画課 15名 広報広聴課 7名 防災課 7名 技術管理課 14名 技術開発課 5名 施工企画課 10名 情報通信技術課 14名	予算額 うち 特別会計 百万円 百万円	公共事業間の調整 (直営事業に係るもの) 同上 (直営事業と関係する地方自治体に係るもの) 国土計画等に係る調整 (全国計画に係るもの) 国土計画等に係る調整 (広域地方計画に係るもの) 事業評価及び費用の縮減に関する事務 (直営事業に係るもの) 同上 (地方自治体事業に係るもの) 技術的調整、検査及び調査 (直営事業に係るもの) 同上 (地方移譲に係るもの)	④ 管理独自で実施するもの ④ 管理独自で実施するもの ① 全国計画であり国の責任において決定されるもの ③ 全国計画との整合性が必要 ④ 国が最低限のルールを定めるとい う前提 ④ 国が最低限のルールを定めるとい う前提 ③ 国が最低限のルールを定めるとい う前提 一	A-2 広域連合と地方自治体で実施 B 計画策定協議に参画すべきもの A-2 広域連合に移管すべきもの A-2 事務移管に伴つて広域連合に実施 A-2 地方自治体で実施 A-2 事務移管に伴つて広域連合に実施 A-2 地方自治体で実施	
	職員数 91名 企画課 1名 企画課 18名 企画課 15名 広報広聴課 7名 防災課 7名 技術管理課 14名 技術開発課 5名 施工企画課 10名 情報通信技術課 14名	予算額 うち 特別会計 百万円 百万円	入札及び契約制度の技術的・事項に係する事務 (直営事業に係るもの) 同上 (地方移譲に係るもの) 統算基準に係する事務 (直営事業に係るもの) 同上 (地方移譲に係るもの)	③ 國が最低限のルールを定めるとい う前提 一 ③ 國が最低限のルールを定めるとい う前提 一	A-2 事務移管に伴つて広域連合で実施 一 A-2 事務移管に伴つて広域連合で実施 一	
	職員数 91名 企画課 1名 企画課 18名 企画課 15名 広報広聴課 7名 防災課 7名 技術管理課 14名 技術開発課 5名 施工企画課 10名 情報通信技術課 14名	予算額 うち 特別会計 百万円 百万円	入札及び契約制度の技術的・事項に係する事務 (直営事業に係るもの) 同上 (地方移譲に係るもの) 統算基準に係する事務 (直営事業に係るもの) 同上 (地方移譲に係るもの)	③ 國が最低限のルールを定めるとい う前提 一 ③ 國が最低限のルールを定めるとい う前提 一	A-2 事務移管に伴つて広域連合で実施 一 A-2 事務移管に伴つて広域連合で実施 一	
	職員数 91名 企画課 1名 企画課 18名 企画課 15名 広報広聴課 7名 防災課 7名 技術管理課 14名 技術開発課 5名 施工企画課 10名 情報通信技術課 14名	予算額 うち 特別会計 百万円 百万円	入札及び契約制度の技術的・事項に係する事務 (直営事業に係るもの) 同上 (地方移譲に係るもの) 統算基準に係する事務 (直営事業に係るもの) 同上 (地方移譲に係るもの)	③ 國が最低限のルールを定めるとい う前提 一 ③ 國が最低限のルールを定めるとい う前提 一	A-2 事務移管に伴つて広域連合で実施 一 A-2 事務移管に伴つて広域連合で実施 一	
	職員数 91名 企画課 1名 企画課 18名 企画課 15名 広報広聴課 7名 防災課 7名 技術管理課 14名 技術開発課 5名 施工企画課 10名 情報通信技術課 14名	予算額 うち 特別会計 百万円 百万円	入札及び契約制度の技術的・事項に係する事務 (直営事業に係るもの) 同上 (地方移譲に係るもの) 統算基準に係する事務 (直営事業に係るもの) 同上 (地方移譲に係るもの)	③ 國が最低限のルールを定めるとい う前提 一 ③ 國が最低限のルールを定めるとい う前提 一	A-2 事務移管に伴つて広域連合で実施 一 A-2 事務移管に伴つて広域連合で実施 一	
	職員数 91名 企画課 1名 企画課 18名 企画課 15名 広報広聴課 7名 防災課 7名 技術管理課 14名 技術開発課 5名 施工企画課 10名 情報通信技術課 14名	予算額 うち 特別会計 百万円 百万円	入札及び契約制度の技術的・事項に係する事務 (直営事業に係るもの) 同上 (地方移譲に係るもの) 統算基準に係する事務 (直営事業に係るもの) 同上 (地方移譲に係るもの)	③ 國が最低限のルールを定めるとい う前提 一 ③ 國が最低限のルールを定めるとい う前提 一	A-2 事務移管に伴つて広域連合で実施 一 A-2 事務移管に伴つて広域連合で実施 一	
	職員数 91名 企画課 1名 企画課 18名 企画課 15名 広報広聴課 7名 防災課 7名 技術管理課 14名 技術開発課 5名 施工企画課 10名 情報通信技術課 14名	予算額 うち 特別会計 百万円 百万円	入札及び契約制度の技術的・事項に係する事務 (直営事業に係るもの) 同上 (地方移譲に係るもの) 統算基準に係する事務 (直営事業に係るもの) 同上 (地方移譲に係るもの)	③ 國が最低限のルールを定めるとい う前提 一 ③ 國が最低限のルールを定めるとい う前提 一	A-2 事務移管に伴つて広域連合で実施 一 A-2 事務移管に伴つて広域連合で実施 一	
	職員数 91名 企画課 1名 企画課 18名 企画課 15名 広報広聴課 7名 防災課 7名 技術管理課 14名 技術開発課 5名 施工企画課 10名 情報通信技術課 14名	予算額 うち 特別会計 百万円 百万円	入札及び契約制度の技術的・事項に係する事務 (直営事業に係るもの) 同上 (地方移譲に係るもの) 統算基準に係する事務 (直営事業に係るもの) 同上 (地方移譲に係るもの)	③ 國が最低限のルールを定めるとい う前提 一 ③ 國が最低限のルールを定めるとい う前提 一	A-2 事務移管に伴つて広域連合で実施 一 A-2 事務移管に伴つて広域連合で実施 一	
	職員数 91名 企画課 1名 企画課 18名 企画課 15名 広報広聴課 7名 防災課 7名 技術管理課 14名 技術開発課 5名 施工企画課 10名 情報通信技術課 14名	予算額 うち 特別会計 百万円 百万円	入札及び契約制度の技術的・事項に係する事務 (直営事業に係るもの) 同上 (地方移譲に係るもの) 統算基準に係する事務 (直営事業に係るもの) 同上 (地方移譲に係るもの)	③ 國が最低限のルールを定めるとい う前提 一 ③ 國が最低限のルールを定めるとい う前提 一	A-2 事務移管に伴つて広域連合で実施 一 A-2 事務移管に伴つて広域連合で実施 一	

				建設機械類、電気通信施設、情報システムの整備及び運用等に関する事務（直轄事業に係るもの）	④ 管内独自で実施するもの	A-2 事務移管に伴つて広域連合で実施
				同上（地方移管に係るもの）	—	—
				地方自治体による建設機械類の整備に係る助成	④ 予算配分という意味では②	A-2 未財源移譲すべきもの
				防災対策計画等の策定	① 全国計画であり国の責任において 策定されるもの	B 計画策定期間に参画すべきもの
				防災業務計画等の策定（地方移管に係るもの）	—	—
			職員数 66名	予算額 うち 特別会計 百万円 （地方公团母体） 百万円	土地収用法に基づく事業認定 （同上（対民間））	③ 國が最低限のルールを定めるとい う前提
			部长	1名	6名	③ 國が最低限のルールを定めるとい う前提
			建設施設業調整監督官等	6名	1.1名	③ 國が最低限のルールを定めるとい う前提
			監理官	1.8名	1.4名	③ 國が最低限のルールを定めるとい う前提
			都市整備課	1.4名	7名	③ 國が最低限のルールを定めるとい う前提
			生産整備課	7名	9名	③ 國が最低限のルールを定めるとい う前提
			建設安全課	9名		③ 國が最低限のルールを定めるとい う前提
					建築基準法の施行に関する事務 (施設設備規則の指定等)	③ 國が最低限のルールを定めるとい う前提
					建築士法の施行に関する事務 (一般建築士の登録等)	③ 國が最低限のルールを定めるとい う前提
					都市計画及び都市計画事業等に 関する事務（地方自治体の都市 計画事業に対する助成等）	② 「地方自治体の都市計画事業に対 する助成」
					・土地区画整理事業、市街地再 開発事業 ・都市公園事業 ・下水道事業 等	④ 【事業認可】
					同上（地方自治体の都市計画の 同意等）	③ [都市計画区域の整備、開発及び保 全の方針・区域区分] 國が最低限の ルールを定めるという前提
					・都市計画区域の整備、開発及 び保全の方針 ・区域区分 等	④ 【地域地区等】國が最低限のルール を定めるという前提
					国営公園の整備及び管理に関する事務（直轄公共事業）	④ 予算配分という意味では②
					同上（地方移管に係るもの）	—
				同上（占用・行為許可等）	④ 管内独自で実施するもの	A-2 広域連合に移管すべきもの
				同上（占用・行為許可等）：地方 移管に係るもの	—	—
				生産整備事業（地方自治体の公 営住宅整備事業に対する助成 等）	④ 予算配分という意味では②	A-2 未財源移譲すべきもの
				同上（地方自治体の公営住宅の 整備に関する指導・監督等）	③ 國が最低限のルールを定めるとい う前提	A-2 国の関与は不要（國の利害に重なる關係があ る都市計画以外は施設法実施継続中）

建設部

		国土計画等に係る調査・調整(全国計画に係るもの)	① 全国計画であり國の責任において 策定されるもの	B 計画策定期程に参画すべき
		国土計画等に係る調査・調整(広域地方計画に係る調査・調整)	③ 全国計画との整合性が必要	A-2 広域連合に移管すべきもの
職員数 93名	予算額 うち 特別会計 百万円	港湾の保安等に関する許認可・監督に関する事務 港湾等の整備及び保全に関する事務 計画並びに工事等に関する事務 (港湾計画の審査)	百万円 ③ 港湾については全国的基準が必要	A-2 事務移管に伴って広域連合で実施
部長 港務空港企画官等 港務管理課 港務計画課 港務事業企画課 港務空港整備・補償課 港務空港方災・危機管理課 海洋環境・技術課 港物物流企画室 品質確保室 近畿圏港湾防災センター	1名 10名 13名 13名 11名 12名 9名 7名 6名 6名 5名	同上 (地方移譲に係るもの)	③ 港湾については全国的基準が必要	A-2 広域連合に移管すべきもの 國の関与は不要(全国的な方針は國が策定) 地方整備局では港湾計画の審査を行っていない、
港湾空港部				
職員数 79名	予算額 うち 特別会計 百万円	港湾の整備及び緊急対策に係る施設に関する事務等 同上(法定的な国際海上輸送の施設等、国際的見地から必要とされる計画の審査等) 港湾等の整備及び保全に関する事務 助成に関する事務 港湾の管理等に関する許認可・監督に関する事務 飛行場に関する港の面臨の土木施設の整備及び暫留日等に関する事務 官公署施設に関する指導及び監督	百万円 ③ 港湾については全国的基準が必要	A-2 広域連合に移管すべきもの 國が策定
部長 常総監査官等 計画課 設備課 調査課 技術・評価課 健全監視・監察室	1名 4名 13名 31名 6名 8名 16名	③ 港湾については全国的基準が必要	A-2 税制移譲すべきもの	
常総部				
職員数 31名	予算額 うち 特別会計 百万円	港湾事業の企画、立案、設計、施工、施工方法の研究等 官公署施設に関する指導及び監督	百万円 ③ 港湾については全国的基準が必要	B 特異分野であり現状が効率的
部長 用地調整官等 用地企画課 用地補償課 用地対策課	1名 4名 14名 4名 8名	③ 港湾については全国的基準が必要	B 広域連合の施設は広域連合で実施	
用地部				

部名	課名・職員構成	総額	事業費の区分	区分け理由	地方との関係	備考
	職員数 86名 部長 道路監査官等 路政課 道路計画第一課 道路計画第二課 地政道路課 計画調整課 道路工事課 道路管理課 交通安全課 交通支辨課	予算額 うち 特別会計 百万円 百万円	直轄国道の整備及び保全に関する計画並びに工事の実施 （高規格道路）	① 【高規格幹線道路の計画に附する事業費】 セゾン機能 ② 【高規格幹線道路の整備に関する事業費】 国土の骨格を形成する幹線道路ネットワークは国の業務で実現させるべきであり、それを実現するための財源の確保が、広域連合へ工事の実施を本省が強いている 箇所付けを本省が強いている ③ 【高規格幹線道路の保全に関する事業費】 工事の実施 地政地自の基準等による業務が豊富なもの ④ 【高規格幹線道路の保全に関する事業費】 工事の実施 広域連合に移管すべきもの	B A-2 A-2 A-2	
	同上（その他）		② 【整備部分】 ③ 【保全部分】 国が最低限のルールを定めるという前提	A-2	広域連合に移管すべきもの	
	直轄国道の管理に関する部署等 （高規格幹線道路）		③ 全国的基準が必要	A-2	事務移管に伴って広域連合で実施	
	同上（その他）		③ 全国的基準が必要	A-2	事務移管に伴って広域連合で実施	
	同上（補助金等の交付等）		③ 全国的基準が必要	A-2	税財源移管すべきもの	
	地方自治体が実施する指定区間外の一級国道、都道府県道及び市町村道の整備及び保全に関する事務（補助事業による助成）		④ 予算配分という意味では② 國が最低限のルールを定めるという前提	A-2	税財源移管すべきもの	
	同上（指導・監督等）		④ 國の関与は不要	A-2	國の関与は不要	

道路部

【関西広域連合】

部名	課名・職員構成	総額	事務・権限	左記事業の 事業費	区分け理由	地方との 関係	備考
	職員数 8名 部長 河川・監査官等 水政課 河川計画課 地域河川課 河川環境課 河川工事課 河川管理課	予算額 うち 特別会計 百万円 百万円	河川等に係る整備等に関する計 画、工事及び管理の実施 河川等の利用、保全に関する許 認可等 都道府県等が実施する河川等に 係る整備等(補助 事業による助成) 同上(指導・監督等)	百万円 ②	国が最低限のルールを定めるとい う前提 ③ 予算区分という意味では②	A-2	広域連合に移管すべきもの
			都道府県等が実施する事務(補助 事業による助成) 同上(指導・監督等)	百万円 ④	国が最低限のルールを定めるとい う前提 ③ 国が最低限のルールを定めるとい う前提 ④	A-2	事務多管に伴つて広域連合で実施 税財源移譲すべきもの
			砂防等に係る整備等に関する計 画、工事及び管理の実施 都道府県等が実施する砂防等に 係る整備等に関する事務(補助 事業による助成) 同上(指導・監督等)	百万円 ②	国が最低限のルールを定めるとい う前提 ③ 予算区分という意味では②	A-2	国の関与は不要
				百万円 ④	国が最低限のルールを定めるとい う前提 ④	A-2	広域連合に移管すべきもの 地元物的的な事業に関しては府県で実施
				百万円 ④	税財源移譲すべきもの	A-2	国の関与は不要

(3) 出先機関名 地方環境事務所 <総職員数 40名 総予算 897百万円>

部名	課名・職員構成	総額	予算額	事務・権限	左官事業の 事務費	区分け理由	地方との 関係	備考
経営課 職員数 ※ 所長1名を含む ※ 統括自然保護企画官1名を含む	6名	2.9百万円	内部管理事務	—	—	他の事務・権限に付随するもの	—	—
資源物・リサイクル対策課 職員数	8名	2.1百万円	予算額	緊急物処理法に基づく緊急時の指示又は事務執行に関する事務 緊急時の支障除外未等の措置命令・当該措置命令に基づく代執行 緊急事態等における報告徵收・立入検査	—	③	事務の執行は事務所が行って いるが、全国一律の対応を行なうための基準・要綱等の作成は本省が統一的に行っていると思われる。	A-2 [全知行:廃止・民間] ・法律に基づく規制業務であり、連合設立当初の広域環境保全事務と直換の関係はないが、事務自体は連合で事務実施は可能。 ・指置命令の判断も事務所が行っていると思われる。 ・都道府県と連携しておこなふするとされ おり二重行政の部分もあり。
				廃棄物の輸出入に関する事務 ・廃棄物処理法に基づく燃棄物の輸出承認及び輸入許可 ・同法に基づく報告徵收・立入検査 等	—	③	事務の執行は事務所が行って いるが、全国一律の対応を行なうための基準・要綱等の作成は本省が統一的に行っていると思われる。	A-2 [全知行:国] ・国境を越えて移動する廃棄物に関する法律に基づく規制業務であるが、全国一律の基準・要綱等があれば、事務自体は実施可能。 ・指置命令の判断も事務所が行っていると思われる。
				個別リサイクル法に基づく報告徵收・立入検査等に関する事務 ・容器包装リサイクル法 ・家電リサイクル法 ・自動車リサイクル法	—	③	事務の執行は事務所が行って いるが、全国一律の対応を行なうための基準・要綱等の作成は本省が統一的に行っていると思われる。	A-2 [全知行:地方] ・法律に基づく規制業務であり、連合設立当初の広域環境保全事務と直換の関係はないが、事務自体は連合で実施可能。 ・指置命令の判断も事務所が行っていると思われる。
				特定有害廃棄物等の輸出入に関する事務 ・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく輸出入移動事類の届出の受理 ・同法に基づく報告徵收・立入検査	—	③	事務の執行は事務所が行って いるが、全国一律の対応を行なうための基準・要綱等の作成は本省が統一的に行っていると思われる。	A-2 [全知行:國] ・国境を越えて移動する廃棄物に関する法律に基づく規制業務であるが、全国一律の基準・要綱等があれば、事務自体は実施可能。 ・指置命令の判断も事務所が行っていると思われる。
				地球温暖化対策の推進に関する 法律に基づく事務 ・温室効果ガス排出量の報告受 理 (廃棄物処理業に限 る。) 等	—	①	事務所の後割は受理したデータの集計と報告に関する事業者への相談対応や説明会の実施。本省が全国データを取りまとめる公表。	A-2 [全知行:地方] ・本省が行う事務の窓口的業務であり、連合で実施する広域環境保全事務(温暖化対策)との関係は薄いと考えられる。 ・事務自体は、連合で実施可能。

部名	課名・職員構成	事務・機能	総額	在宅事業の事業費	区分け区分け	区分け理由	地方との關係	備考
廃棄物・リサイクル対策課(統括)	循環型社会形成施設巡回交付金 「循環型社会形成活性化協議会」への参加	—	④	・ 地域計画は自治体が独自で作成すればよいもので、地方事務所は自治体の要請を受け、意見交換のための協議会への参加。	A-2	【全知PT：地方】 ・ 連合設立当初の広域環境保全事務と直接の関係はないが、事務 자체は連合で実施可能。 ・ 協議会には都道府県も参加しており、二重行政の部分があり。		
廃棄物処理法に基づく立ち入り検査等 ・ 無害化処理認定業者に対する報告権・立ち入り検査等	—	③	—	・ 事務の執行は事務所が行つているが、全国一括の対応を行うための基準・要綱等の作成は本省が統一的に行っていると思われる。	A-2	【全知PT：地方】 ・ 法律に基づく規制業務であり、連合設立当初の広域環境保全事務と直接の関係はないが、事務 자체は連合で実施可能。 ・ 指揮命令の判断も事務所が行っていると思われる。 ・ 都道府県も無害化処理認定業者に対する報告権・立ち入り検査ができることが二重行政の部分あり、二重行政の部分あり。		
環境対策課 職員数 8名	予算額 259百万円	環境教育・環境保全活動の推進	—	④	・ 事務所がリーダー研修基盤講座、シンポジウムの開催、相談、NPO連携などの活動を実施。	A-1 (A-2)	【全知PT：地方】 ・ 連合設立当初の広域環境保全事務で温暖化政策の普及啓発が予定されている。 ・ 地方公共団体等の関連情報も提供する。 ・ されどおり二重行政の部分あり。	
環境関係石綿による健康被害の状況 の拡大に関する法律施行規則 (平成18年環境省令第3号)第25条第1項に規定する申請等の 経由による事務	—	①	—	・ (独)環境再生保全機構への申請による経由事務。	A-2	【全知PT：地方】 ・ 石綿健康被害政策に附する特定期の事務。 ・ 連合設立当初の広域環境保全事務との関連はないが、事務 자체は連合で実施可能。 ・ 保健所も経由機関に位置付けられている。		
地形温暖化防止・二酸化ガス排出 抑制等に関する助成(対民部門) ・ 地域温暖化会民生用機器導入 促進事業 等	—	③	—	・ 事務所が要望調査、採択条件の 選定、事務執行を担当。 ・ H2.3年次は予算要わなし。	A-2	【全知PT：地方】 ・ 連合設立当初の広域環境保全事務と直接の関係はないが、事務 자체は連合で実施可能。		
同上(改)地方自治本 ・ 業務部門対策技術率先導入 補助事業 等	—	③	—	・ 事務所が要望調査、採択条件の 選定、事務執行を担当。	A-2	【全知PT：廃止・民間】 ・ 連合設立当初の広域環境保全事務と直接の関係はないが、事務 자체は連合で実施可能。		
京都議定書目標達成計画の推進 のための地域における地形温暖 化对策に関する広報路旁・相談 ・ 地域温暖化对策の推進の推進・報 告・公表制度に関する説明 会の実施、相談業務 等	—	①	—	・ 事務所の役割は、温対法に基づく策定・報告・公表制度の相談受付や全国各地で開催される同制度の説明会の周知・参加者申込取りまとめなどであり、本省と一体的な業務である。	A-2 (A-1)	【全知PT：地方】 ・ 制度の説明会等が普及啓発の一環もあると考えた場合は、連合が広域環境保全分野で行う温化政策の普及啓発と関連するものと考えられる。 ・ 都道府県も温化政策の普及啓発を行っている意味では二重行政の部分あり。		

部名	係名・職員構成	総額	事業・権限	左記事業の事業費	区分け	区分け理由	地方との關係	備考
			公告規制法に基づく緊急時の報告微及び加入料金等に関する事務 ・大気汚染防止法 ・水質汚濁防止法 ・土壤汚染対策法 等	一 ③	A-2	事務の執行は事務所が行って いるが、全国一體の対応を行つ たための基準・要綱等の作成は本 省が統一的に行っていると思 われる。	【全知PT：廃止・民間】 法律に基づく規制業務であり、運合設立 当初の広域環境保全事務と直接の関係 はないが、事務自体は運合で実施可能。 ・指置命令の判断も事務所が行つて いると思われる。	
			特定特殊自動車排出ガスの規制 等に関する法律に基づく技術基 準運合命令並びに特定特殊自動 車の使用者に対する報告微及 び狂入検査に関する事務	一 ③	A-2	事務の執行は事務所が行って いるが、全国一體の対応を行つ たための基準・要綱等の作成は本 省が統一的に行っていると思 われる。	【全知PT：地方】 法律に基づく監督業務であり、運合設立 当初の広域環境保全事務と直接の関係 はないが、事務自体は運合で実施可能。 ・指置命令の判断も本省、事務所のそぞれ が行っていると思われる。	
			土壤污染防治法に基づく指定調 査機関の指定、監督	一 ③	A-2	全国一律の対応を行うための 基準・要綱等の作成は本省が統 一的に行い、2つ以上の事務所 の所轄区域にまたがる場合は 本省が、それ以外は所轄区域の 事務所が事務の執行及び措置 命令を行つていると考えられ る。	【全知PT：地方】 法律に基づく監督業務であり、運合設立 当初の広域環境保全事務と直接の関係 はないが、事務自体は運合で実施可能。	
			化学生産の審査及び製造等の規 制に関する法律に基づく報告微 収及び立入検査	一 ①	A-2	本省で書類の確認を行ひ、事後 監視として本省及び事務所が 立入検査等を実施。	【全知PT：地方】 法律に基づく規制業務であり、運合設立 当初の広域環境保全事務と直接の関係 はないが、事務自体は運合で実施可能。	
			地政温暖化に関する普及啓発活 動	一 ④	A-1 (A-2)	事務所がセミナー、シンポジウ ムの開催、相談、NPO連携な どの活動を実施。	【全知PT：地方】 運合設立当初の広域環境保全事務で温 暖化政策の普及啓発が予定されている。 ・地方でも普及啓発活動に取り組んでお り、二重行政の部分があり。	
		529百万円	国公立公園事業の実施	一 ②	A-2	予算は本省が監理所が受け、事務所 は施設整備や維持管理を実施。	【全知PT：地方】 運合設立当初の広域環境保全事務との 直接の関係はないが、事務自体は運合で 実施可能。 ・国立公園を観光資源と捉えた場合、施設 整備は観光客の充実につながるもの であり、広域観光・文化休憩事務での取 組に影響を与えるもの。 ・施設整備は要望しても環境事務所で順 番が付けられ、本省まで上がらないもの がある。このため、単県で施設整備を行 っているのが実態。	
	国立公園・保全整備課 職員数 10名	予算額						

部名	課名・職員構成	機 領	左記事業の 事業費	区分け	区分け理由	地方との 関係	備 考	
			国立公園の保護及び利用に係る規制等	一	③	事務の執行は事務所が行つて いるが、全国一律の対応を行つ たための基準・要綱等の作成は本 省が統一的に行つていると思 われる。 許可権限も行為面積等により、 本省と事務所で振り分け。	A-2	[全知PT:地方] 法律に逐く規制業務であり、運営設立 当初の広域環境保全事務との連携の関 連はないが、事務 자체は連合で実施可 能。 国立公園を觀光資源と捉えた場合、素材 の充実につながる施設整備や事業実施 に関する規制であり、広域観光・文化振 興分野での取組に影響を与えるもの。 鳥取県内の国立公園についてでは鳥取県 が一部事務の法定受託を受けている。 国、地方それぞれに監視管理制度を持つ おり、二重行政の部分あり。
			自然公園法に基づく特別地 域等における開拓行為の許 可					
			違反者に対する中止・原状 回復命令					
			国立公園の公園管理団体の 指定・監督等 等					
			世界自然遺産登録申請の保護、 保存及び整備（対民間）	一	③	事務所が関係機関との連絡調 整や調査等を実施。	A-2 (A-1)	[全知PT:地方] 運営設立当初の広域環境保全事務との 連携の問題はないが、事務 자체は連合で 実施可能。 世界自然遺産登録申請を觀光資源と捉 えた場合、その利用の検討は鵠之澤材 の充実につながるものであり、広域観 光・文化振興分野での取組に影響を与 えるもの。 地方でも活用等については取り組んで おり二重行政の部分あり。
			既存の保護制度の有機的連 携、活用に係る総合調整					
			科学的知見に基づく保護、 保存及び整備のためのモニ タリング調査					
		同上（地方自治体）	既存の保護制度の有機的連 携、活用に係る総合調整	一	③	事務所が関係機関との連絡調 整や調査等を実施。	A-2 (A-1)	[全知PT:地方] 運営設立当初の広域環境保全事務との 連携の問題はないが、事務 자체は連合で 実施可能。 世界自然遺産登録申請を觀光資源と捉 えた場合、その利用の検討は鵠之澤材 の充実につながるものであり、広域観 光・文化振興分野での取組に影響を与 えるもの。 地方でも活用等については取り組んで おり二重行政の部分あり。
			科学的知見に基づく保護、 保存及び整備のためのモニ タリング調査					
			自然環境の健全な利用の推進に 関する事務	一	③	事務の執行は事務所が行つて いるが、全国一律の対応を行つ たための基準・要綱等の作成は本 省が統一的に行つていると思 われる。	A-2	[全知PT:地方] 運営設立当初の事務との連携の問題は ないが、觀光資源と捉えた場合、その利 用の検討は觀光資源の充実につなが るものであり、広域観光・文化振興分野 での取組に影響を与えるもの。 自然環境等は地方でも実施しており、 利用指導なども地方が独自行っており 二重行政の部分あり。
			国立公園等における適正な 利用指導等					

国立公園・保全監視課（横書き）

部名	課名・職員構成	総 満	事務・機関	左記事業の 事業種類	区分け 理由	区分け理由	地方との 関係	備考	
			原生自然環境保全地域、自然環境保全地域の保全、管理	③	・事務の執行は事務所が行って いるが、全国一律の対応を行つた ための基準、要綱等の作成は本 省が統一的に行っていると思 われる。	A-2	[全知P: 地方]	・法律に基づく規制業務であり、運合設立当初の広域環境保全事業との直接の関連はないが、事務自体は運合で実施可能。 ・観光資源と捉えた場合、その利活用の検討は観光素材の充実につながるもので あり、広域観光・文化振興分野での取組 に影響を与えるもの。 ・保全地域内の事業施設には許可を伴 うものも多い。	
			・自然環境の保護及び整備に関する重要事項の企画及び立案 等	④	不明	A-2	[全知P: 地方]	・運合設立当初の広域環境保全事業との直接の関連はないが、事務自体は運合で 実施可能。 ・被災資源と捉えた場合、その利活用の検討は観光素材の充実につながるもので あり、広域観光・文化振興分野での取組 に影響を与えるもの。	
	野生生物課 職員数	予算額 8名	希少野生動植物の種の保存 ・絶滅のおそれのある野生動 植物の種の保存に関する法 律に基づく特定国際専門業 の届出、指示等の事務 国指定鳥獣保護区における保全 事業	—	③ ②	・事務の執行は事務所が行って いるが、全国一律の対応を行つた ための基準、要綱等の作成は本 省が統一的に行っていると思 われる。 ・予算は本省が適所付けて、事務 所は生息環境の保全のための 事業を実施していると思われ る。	A-2 (A-2)	[全知P: 地方] [全知P: 地方]	・法律に基づく規制業務であり、運合設立 当初の広域環境保全事業と直接の関連 はないが、事務自身は運合で実施可能。 ・貿易管理と連携した対応が必要。 ・事務自体は運合で実施可能。 ・法律に基づく規制業務において、カ ウワの生息域が保護区に及ぶ場合は隣 接あり。 ・運合で取り組むカウワが策に述べて、カ ウワの生息域が保護区に及ぶ場合は隣 接あり。 ・事務自体は運合で実施可能。 ・運合設立以外の鳥獣保護区での許可是都 道府県が実施している。 ・事務自体は運合で実施可能。 ・輸出入に関する規制は全国一律の基 準であるが、流通・貿易管理と連携した取組 が必要。 ・希少鳥獣の捕獲許可是、別に国(環境事 務所)から種の保存法に基づく許可が必 要。 ・燃害物等を使用した捕獲等について、常 識判断で審査可能。

部名	蝶名・魔羅標式	総額	事務・権限	左記事業の事業費	区分け	区分理由	地方との関係	備考
			外来生物被害防止法に基づく外 来生物対策 ・特定外来生物の調査等の許 可 ・調査等許可を受けた者に対 する報告徵収、立入検査	一	③	・事務の執行は事務所が行つて いるが、全国一律の対応を行つ たための基準・要綱等の作成は本 省が統一的に行っていると思 われる。	A-2	[全知PT:仕分け:国] ・法律に基づく規制業務であり、連合設立 当初の広域環境保全事務と直接の関連 はないが、事務自体は連合で実施可能。 ・許可の判断も事務所が行っている。 ・地域の実情を踏まえた審査が効果的と 考えられる。
			遙伝子組換え生物に関する立入 検査等	一	③	・事務の執行は事務所が行つて いるが、全国一律の対応を行つ たための基準・要綱等の作成は本 省が統一的に行っていると思 われる。	A-2	[全知PT:地方] ・法律に基づく規制業務であり、連合設立 当初の広域環境保全事務と直接の関連 はないが、事務自体は連合で実施可能。 ・実施に当たっては必要な専門的知識を 持つ人才の確保が必要。
			アムサーク経済圏の保全、管 理(対民間) ・既存の保護制度の有機的連 携、活用に係る総合調整・ 観念的管理	一	④	・事務所が関係機関との連絡調 整や調査等を実施。	A-2	[全知PT:地方] ・連合設立当初の広域環境保全事務と直 接の関連はないが、事務自体は連合で実 施可能。 ・登録、更新業務は環境事務所が主体、登 録後の啓発活動等は県が主体で行つて いる。
	同上(※地方自治体)		・既存の保護制度の有機的連 携、活用に係る総合調整・ 観念的管理	一	④	・事務所が関係機関との連絡調 整や調査等を実施。	A-2	[全知PT:廃止・民間] ・連合設立当初の広域環境保全事務と直 接の関連はないが、事務自体は連合で実 施可能。 ・登録、更新業務は環境事務所が主体、登 録後の啓発活動等は県が主体で行つて いる。

出先機関名 地方環境事務所（自然保護官事務所）

部名	課名・職員構成	経験	取扱い概要	区分け	区分け理由	地方との関係	備考
大阪自然保護官事務所 神戸自然保護官事務所 竹野自然保護官事務所 吉野自然保護官事務所 熊野自然保護官事務所 浦富自然保護官事務所	外来生物対策 ・特定外来生物の捕獲等の許可 ・捕獲特許を受けた者に対する報告徴収、立入検査 ラムサール条約登録地の保全、管理 ・既存の保護制度の有効的運用、活用に係る総合調整・順応的管理 ・自然公園法に基づく特別地域等における開発行為の許可 ・違反者に対する中止・原状回復命令 ・国立公園の公園管理庁体の指定・監督等 等 国立公園事業の実施 世界自然遺産登録地域の保護、保存及び整備 ・既存の保護制度の有効的運用、活用に係る総合調整 ・科学的知見に基づく保護、保存及び整備のためのモニタリング調査 自然環境の健全な利用の推進に関する事務 ・国立公園等における適正な利用指導等 野生動物の種の保存 ・希少野生動物の種の保存 ・誰のものかのある野生動植物の種の保存に係る法律に基づく特定国際種事業の届出、指示等の事務 野生鳥獣の保護管理 ・国指定鳥獣保護区の区域内における鳥獣の捕獲等の許可 ・国指定鳥獣保護区特別保護地図における行為の許可 等 ・環境大臣が指定する希少鳥獣の捕獲等の許可 ・鳥獣の保護に重大な支障がある新法による捕獲等の許可 ・鳥獣の輸出入への規制 ・燃焼物、燃葉、穀類といつた危険物による捕獲等の許可 等 国指定鳥獣保護区における保全事業	【自然保護官事務所の業務】 自然保護官事務所には、レンジャーと呼ばれる自然保護官が多名配置されているのみであり、国としての判断を要する案件は基本、環境事務所が処理・対応する。 ○主な業務 ①自然公園法に係る許認可関係事務 ・所長専決の許認可事務の派遣 ・許認可事項の履行状況、現地踏査、違反の有無の監視活動などを定期的に実施 ②公園事業関係 ・定期的に行われる国立公園計画の見直しや公園事業の実施のため、現地の調査を行うとともに計画見直し案の原案等を作成 ・国立公園の風致景観保護のための管理計画に基づく公園の点検、利用者の指導 ③美しい環境の普及啓発等 ・国立公園の活用促進のため、利用者に対する自然解説、観察会の開催、ペーパーボランティアの養成・育成 ④国立公園に関する各種会議への参画 ・関係行政機関が開催する会議に出席し、国立公園の設置・管理者の立場からの各種提言。					